

# 令和4年8月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

# 令和4年8月定例教育委員会提出案件

(令和4年8月19日提出)

## (議案事項)

議第20号	令和4年度9月補正（第3号）について	P 1
議第21号	令和4年度教育関連の政府予算に係る要請書について	P 19
議第22号	中津市学校保護者間連絡システム導入業務委託に関する業者について	P 21
議第23号	耶馬溪風物館設置条例の一部改正について	P 31
議第24号	耶馬溪風物館設置条例施行規則及び中津市障害者の利用に係る教育委員会が所管する公の施設の使用料等の減免に関する規則の一部を改正について	P 37
議第25号	教育財産の取得について	P 45
議第26号	中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について	P 49

## (報告事項)

報 告	中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱の改正について	P 57
報 告	中体連全国・九州大会出場費補助金要領の改正について	P 65

令和4年度9月補正（第3号）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年8月19日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	11,150,000	△74,185	11,075,815
	1 地方交付税	11,150,000	△74,185	11,075,815
13	分担金及び負担金	75,932	750	76,682
	1 分担金	19,765	750	20,515
14	使用料及び手数料	646,023	△1,062	644,961
	2 手数料	197,788	△1,062	196,726
15	国庫支出金	8,376,279	132,335	8,508,614
	1 国庫負担金	5,878,806	63,698	5,942,504
	2 国庫補助金	2,465,910	68,637	2,534,547
16	県支出金	3,772,172	21,339	3,793,511
	2 県補助金	1,408,609	21,339	1,429,948
18	寄附金	303,602	2,150	305,752
	1 寄附金	303,602	2,150	305,752
19	繰入金	1,726,219	△282,203	1,444,016
	1 基金繰入金	1,697,060	△462,905	1,234,155
	2 特別会計繰入金	29,159	180,702	209,861
20	繰越金	1	1,257,033	1,257,034
	1 繰越金	1	1,257,033	1,257,034
21	諸収入	442,558	57,754	500,312
	5 雑入	370,121	57,754	427,875
22	市債	3,408,000	△245,773	3,162,227
	1 市債	3,408,000	△245,773	3,162,227
	歳 入 合 計	43,926,568	868,138	44,794,706

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,488,132	166,010	4,654,142
	1 総務管理費	3,639,746	148,277	3,788,023
	3 戸籍住民基本台帳費	307,597	17,733	325,330
3	民生費	16,902,112	419,584	17,321,696
	1 社会福祉費	7,327,036	110,685	7,437,721
	2 児童福祉費	7,523,624	177,926	7,701,550
	3 生活保護費	2,051,215	130,973	2,182,188
4	衛生費	5,090,446	1,777	5,092,223
	1 保健衛生費	2,525,191	2,705	2,527,896
	2 清掃費	2,565,255	△928	2,564,327
6	農林水産業費	1,775,925	32,001	1,807,926
	1 農業費	1,340,398	28,306	1,368,704
	2 林業費	355,290	3,695	358,985
7	商工費	1,536,048	17,020	1,553,068
	1 商工費	1,536,048	17,020	1,553,068
8	土木費	3,664,101	△2,701	3,661,400
	1 土木管理費	522,099	2,000	524,099
	2 道路橋りょう費	1,346,935	△19,030	1,327,905
	3 河川費	179,297	0	179,297
	5 都市計画費	1,333,202	3,633	1,336,835
	6 住宅費	221,664	10,696	232,360
9	消防費	1,366,230	23,022	1,389,252
	1 消防費	1,366,230	23,022	1,389,252

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	教育費	3,781,937	7,215	3,789,152
	1 教育総務費	791,853	0	791,853
	2 小学校費	699,394	50	699,444
	3 中学校費	309,794	0	309,794
	5 社会教育費	939,764	6,165	945,929
	6 保健体育費	791,712	1,000	792,712
11	災害復旧費	4	204,210	204,214
	1 農林水産施設災害復旧費	2	63,010	63,012
	2 公共土木施設災害復旧費	2	141,200	141,202
	3 文教施設災害復旧費	0	0	0
	4 その他公共施設等災害復旧費	0	0	0
	歳 出 合 計	43,926,568	868,138	44,794,706

第4表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災事業	22,000	証書借入 又は 証券発行 (政府資金 大分県 銀その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金及び大分県については、そ の融資条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えることができる。
農地及び農業用施設 災害復旧事業	19,700			
林業用施設 災害復旧事業	26,000			
道路橋りょう 災害復旧事業	47,100			
河川堤防災害復旧事業	55,300			
社会教育施設 災害復旧事業	300			
観光施設災害復旧事業	800			
体育施設災害復旧事業	400			
学校給食施設 災害復旧事業	400			

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
企業誘致事業	14,000	証書借入 又は 証券発行 (政府資金 大分県 銀その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金 及び大分県 については、 その融資条 件により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合 により据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換 えることが できる。	14,800	補正前に同じ		
道路事業県工事負担金	42,700				45,600			
橋りょう長寿命化 修繕事業	68,300				59,400			
道路橋りょう新設 改良事業	211,500				221,500			
社会資本整備事業	231,500				224,200			
河川整備事業	45,700				49,900			

第4表 地方債補正（つづき）

1. 追加

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
街路事業県工事負担金	24,000	証書借入又は証券発行 政府資金 大分県 銀行 その他	政府資金及び大分県については、その融資条件により、銀行その他の債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換をすることができ。	補正前に同じ	
街路事業	42,600				4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直し後においては、当該見直しの利率）
公営住宅整備事業	21,100				26,900
公民館整備事業	96,700				92,400
臨時財政対策債	800,000				376,527



2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	11,150,000	△74,185	11,075,815
1	地方交付税	11,150,000	△74,185	11,075,815
1	地方交付税	11,150,000	△74,185	11,075,815
13	分担金及び負担金	75,932	750	76,682
1	分担金	19,765	750	20,515
3	災害復旧費分担金	0	750	750
14	使用料及び手数料	646,023	△1,062	644,961
2	手数料	197,788	△1,062	196,726
1	総務手数料	42,478	△1,062	41,416
15	国庫支出金	8,376,279	132,335	8,508,614
1	国庫負担金	5,878,806	63,698	5,942,504
4	災害復旧費国庫負担金	0	63,698	63,698
2	国庫補助金	2,465,910	68,637	2,534,547
1	総務費国庫補助金	503,566	49,518	553,084

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	△74,185	普通交付税	△74,185
1 農林施設災害復旧費分担金	750	農地及び農業用施設災害復旧費分担金	750
2 徴税手数料	△50	証明閲覧手数料	△50
3 戸籍住民基本台帳手数料	△1,012	戸籍住民基本台帳手数料(戸籍・除籍) 証明手数料(印鑑登録証明) 戸籍住民基本台帳手数料(住民票)	△127 △342 △543
1 公共土木施設災害復旧費負担金	63,698	河川堤防災害復旧費負担金 道路災害復旧費負担金	57,362 6,336
1 総務管理費補助金	32,085	デジタル基盤改革支援補助金 デジタル田園都市国家構想推進交付金	5,157 26,928 (うち20,222千円)
2 戸籍住民基本台帳費補助金	17,433	個人番号カード交付事務費補助金	17,433

15 款 国庫支出金  
2 項 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	2	民生費国庫補助金	833,291	28,203	861,494
	4	土木費国庫補助金	473,486	△9,084	464,402
16		県支出金	3,772,172	21,339	3,793,511
	2	県補助金	1,408,609	21,339	1,429,948
	2	民生費県補助金	623,656	1,549	625,205
	4	農林水産業費県補助金	329,735	4,304	334,039
	5	商工費県補助金	270,927	4,916	275,843
	7	消防費県補助金	4,269	4,570	8,839
	9	災害復旧費県補助金	0	6,000	6,000
18		寄附金	303,602	2,150	305,752
	1	寄附金	303,602	2,150	305,752

節		説明	
区分	金額		
1	28,203	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 障害者総合支援事業費補助金	27,860 343
1	△15,354	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 道路メンテナンス補助金	△766 △2,603 △11,985
2	385	防災・安全交付金	385
3	5,885	社会資本整備総合交付金	5,885
1	1,440	医療的ケア児者非常用発電装置等整備事業費補助金	1,440
2	109	子育て短期支援臨時特例事業補助金	109
1	4,304	農地集積・集約化対策事業費補助金 園芸産地農地確保推進交付金 水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金	434 2,600 1,270
1	△924	企業立地基盤整備費補助金	△924
2	5,840	地域活力づくり総合補助金	5,840 (うち333千円)
1	4,570	地震・津波等防災・減災対策推進事業補助金	4,570 (うち4,270千円)
1	6,000	農地及び農業用施設災害復旧費補助金	6,000

18款 寄附金  
1項 寄附金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	5 教育費寄附金	499	1,150	1,649
	11 消防費寄附金	0	1,000	1,000
19	繰入金	1,726,219	△282,203	1,444,016
	1 基金繰入金	1,697,060	△462,905	1,234,155
	1 財政調整基金繰入金	1,155,334	△466,600	688,734
	13 耶馬の森林活性化基金繰入金	75,632	3,695	79,327
	2 特別会計繰入金	29,159	180,702	209,861
	1 国民健康保険事業特別会計繰入金	1	179,744	179,745
	2 介護保険事業特別会計繰入金	29,157	262	29,419
	3 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	696	697
20	繰越金	1	1,257,033	1,257,034

節 金 額		説 明	
区 分	金 額		
2 社会教育費寄附金	1,100	図書及び図書館備品指定寄附金 文化財指定寄附金	1,050 50
4 小学校費寄附金	50	小学校図書指定寄附金	50
1 消防費寄附金	1,000	防災対策指定寄附金	1,000
1 財政調整基金繰入金	△466,600	財政調整基金繰入金	△466,600
1 耶馬の森林活性化基金繰入金	3,695	耶馬の森林活性化基金繰入金	3,695
1 国民健康保険事業特別会計繰入金	179,744	国民健康保険事業特別会計繰入金	179,744
1 介護保険事業特別会計繰入金	262	介護保険事業特別会計繰入金	262
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	696	後期高齢者医療特別会計繰入金	696

20款 繰越金  
1項 繰越金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
1	繰越金	1	1,257,033	1,257,034	
	繰越金	1	1,257,033	1,257,034	
21	諸収入	442,558	57,754	500,312	
	5 雑入	370,121	57,754	427,875	
	3 雑入	370,114	57,754	427,868	
22	市債	3,408,000	△245,773	3,162,227	
	1 市債	3,408,000	△245,773	3,162,227	
		5 商工債	156,800	800	157,600
	6 土木債	855,400	9,200	864,600	
		7 消防債	126,700	22,000	148,700
		8 教育債	318,500	△4,300	314,200
		9 臨時財政対策債	800,000	△423,473	376,527
		10 災害復旧債	0	150,000	150,000

節		説 明	
区 分	金 額		
1	繰越金	繰越金	1,257,033
9	雑入	特別障害者手当等給付費国庫負担金(過年度分) 障害者自立支援医療費県費負担金(過年度分) 児童手当負担金(過年度分) 後期高齢者医療療養給付費負担金精算返還金 低所得者保険料軽減負担金(過年度分) 低所得者保険料軽減県負担金(過年度分)	89 1,654 243 54,778 660 330
1	商工債	企業誘致事業債	800
1	道路橋りょう債	道路事業県工事負担金債 橋りょう長寿命化修繕事業債 道路橋りょう新設改良事業債 社会資本整備事業債	2,900 △8,900 10,000 △7,300
2	河川債	河川整備事業債	4,200
4	都市計画債	街路事業県工事負担金債 街路事業債	2,200 300
5	住宅債	公営住宅整備事業債	5,800
1	消防債	防災事業債	22,000
3	社会教育債	公民館整備事業債	△4,300
1	臨時財政対策債	臨時財政対策債	△423,473
1	農林水産施設災害復旧債	農地及び農業用施設災害復旧事業債 林業用施設災害復旧事業債	19,700 26,000

2 2 款 市債  
1 項 市債

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計

節		説 明	
区 分	金 額		
2 公共土木施設 災害復旧債	102,400	河川堤防災害復旧事業債 道路橋りょう災害復旧事業債	55,300 47,100
3 文教施設災害 復旧債	300	社会教育施設災害復旧事業債	300
5 その他公共施 設・公用施設 災害復旧事業 債	1,600	観光施設災害復旧事業債 体育施設災害復旧事業債 学校給食施設災害復旧事業債	800 400 400

10 款 教育費  
1 項 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国庫支出金	地方債	その他			
10	教育費	3,781,937	7,215	3,789,152	24,825	△4,300	1,150	△14,460	
	1	教育総務費	791,853	0	791,853	3,604			△3,604
	3	教育振興費	377,687	0	377,687	3,604			△3,604
					国庫支出金 3,604				

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

10款 教育費  
2項 小学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他		
10	教育費	3,781,937	7,215	3,789,152	24,825	△4,300	1,150	△14,460
2	小学校費	699,394	50	699,444	11,199		50	△11,199
1	学校管理費	319,873	50	319,923			50	
							寄附金 50	
2	教育振興費	209,274	0	209,274	11,199			△11,199
					国庫支出金 11,199			

節		説 明
区 分	金 額	
11	需用費	50
		<b>001 小学校管理事業費</b> <b>50</b>
		11 需用費 <b>50</b>
		(消耗品費) <b>(50)</b>
		財源更正

10款 教育費  
3項 中学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国庫支出金	地方債	その他			
10	教育費	3,781,937	7,215	3,789,152	24,825	△4,300	1,150	△14,460	
	3	中学校費	309,794	0	309,794	5,419			△5,419
	2	教育振興費	141,486	0	141,486	5,419			△5,419
					国庫支出金 5,419				

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正



10款 教育費  
5項 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	3,781,937	7,215	3,789,152	24,825	△4,300	1,150	△14,460
5	社会教育費	939,764	6,165	945,929	4,270	△4,300	1,100	5,095
2	公民館費	185,452	0	185,452	4,270	△4,300		30
					県支出金 4,270	市債 △4,300		
3	図書館費	158,357	1,050	159,407			1,050	
							寄附金 1,050	
4	文化財保護費	293,247	5,115	298,362			50	5,065
							寄附金 50	

節		区 分	金 額	説 明
18	備品購入費		1,050	<b>002 小幡記念図書館事業費</b> 18 備品購入費 (図書類) <b>1,050</b> (1,050)
11	需用費		50	<b>016 中津市歴史博物館管理事業費</b> 11 需用費 (消耗品費) <b>50</b> (50)
17	公有財産購入費		5,065	<b>020 資料館事業費 (不滅の福澤プロジェクト)</b> 17 公有財産購入費 (土地購入費) <b>5,065</b> (5,065)

10款 教育費  
6項 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	3,781,937	7,215	3,789,152	24,825	△4,300	1,150	△14,460
6	保健体育費	791,712	1,000	792,712	333			667
2	体育施設費	292,441	1,000	293,441	333			667
					県支出金 333			

節		説 明
区 分	金 額	
18	備品購入費	<b>004 体育施設事業費</b> 18 備品購入費 (体育用機器)
	1,000	<b>1,000</b> 1,000 (1,000)

1 1 款 災害復旧費  
3 項 文教施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
11		災害復旧費	4	204,210	204,214	69,698	150,000	750	△16,238
	3	文教施設災害復旧費	0	0	0		300		△300
	2	社会教育施設災害復旧費	0	0	0		市債 300		△300

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

1 1 款 災害復旧費

4 項 その他公共施設等災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
11		災害復旧費	4	204,210	204,214	69,698	150,000	750	△16,238
	4	その他公共施設等災害復旧費	0	0	0		1,600		△1,600
		1 観光施設災害復旧費	0	0	0		市債 800		△800
		2 体育施設災害復旧費	0	0	0		市債 400		△400
		3 その他公共施設等災害復旧費	0	0	0		市債 400		△400

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正

令和4年度教育関連の政府予算に係る要請書について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年8月19日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

中教学第 号  
令和4年 月 日

大分県教育委員会教育長 殿

中津市教育委員会  
教育長 栗田 英代

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための  
令和5年度政府予算に係る要望について

貴職におかれましては、大分県教育行政推進につきまして、平素から格段のご指導ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、地方教育行政の一層の振興を図るため、財政厳しい折ではありますが、下記について要請いたしますので、趣旨についてご理解いただくと共に、実現に向けた早急なる対応について配意願います。

#### 記

- 1 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。  
とりわけ、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 さらに少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

中津市学校保護者間連絡システム導入業務委託に関する業者について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年8月19日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

1. 事業名

中津市学校保護者間連絡システム導入業務委託

2. 提案採用者

バイザー株式会社

〒450-0003

名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号

3. 提案金額

7,692,300円（税込）

4. 審査結果（100点満点）

バイザー株式会社 85.5点

A社 80.9点



耶馬溪風物館設置条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年8月19日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

# 耶馬溪風物館設置条例の一部改正の概要

## 1 一部改正の理由

耶馬溪風物館の日本遺産センターとしての利活用を促進するため、目的及び設置、事業、観覧料、観覧料の減免について必要な改正を行うもの。

## 2 一部改正の内容

- ・第1条（目的及び設置）に日本遺産センターとしての位置付けを加える。
- ・第3条（事業）に「日本遺産の歴史文化の魅力発信に関すること。」を加える。
- ・第5条（観覧料）を無料と改める。
- ・第6条（観覧料の減免）を削る。
- ・その他所要の改正を行う。

## 3 施行期日

令和4年10月1日

教育委員会社会教育課  
管理・文化振興係 藤原(485)

議第 号

耶馬溪風物館設置条例の一部改正について

耶馬溪風物館設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

### 記

耶馬溪風物館設置条例の一部を改正する条例

耶馬溪風物館設置条例（平成16年中津市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、展示」を「及び展示」に改め、「資する」の次に「とともに、日本遺産「やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく～」（以下「日本遺産」という。）の歴史及び文化を総合的に案内し、広くその周知を図る」を加える。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 日本遺産の歴史及び文化の魅力発信に関すること。

第5条を次のように改める。

（入館料）

第5条 風物館の入館料は、無料とする。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

説 明

耶馬溪風物館に、日本遺産のガイダンス機能を付加し、その利活用を促進するため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○耶馬溪風物館設置条例

改正後	改正前												
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 耶馬溪の歴史、民俗、考古等に関する資料（以下「文化財資料」という。）の収集、保存及び<u>展示</u>をとおして、郷土の歴史と文化に対する市民の知識と理解を深め、かつ、その活用を図り、もって市民文化学習の向上に資するとともに、日本遺産「やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく～」（以下「日本遺産」という。）の歴史及び文化を総合的に案内し、<u>広くその周知を図る</u>ため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第1項の規定に基づき、耶馬溪風物館（以下「風物館」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 日本遺産の歴史及び文化の魅力発信に関すること。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(入館料)</u></p> <p>第5条 風物館の入館料は、無料とする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 耶馬溪の歴史、民俗、考古等に関する資料（以下「文化財資料」という。）の収集、保存、<u>展示</u>をとおして、郷土の歴史と文化に対する市民の知識と理解を深め、かつ、その活用を図り、もって市民文化学習の向上に資する</p> <p>_____ため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第1項の規定に基づき、耶馬溪風物館（以下「風物館」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(観覧料)</u></p> <p>第5条 風物館の入館者は、次の表に定める額の観覧料を納めなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1027 2069 1262"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（高校生以上）</td> <td>個人の場合</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15人以上の団体の場合（1人につき）</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において「高校生」とは、高等専門学校の学生、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。</p> <p><u>(観覧料の減免)</u></p> <p>第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、観覧料を減免することができる。</p>	区分		金額	大人（高校生以上）	個人の場合	300円		15人以上の団体の場合（1人につき）	200円	中学生以下		無料
区分		金額											
大人（高校生以上）	個人の場合	300円											
	15人以上の団体の場合（1人につき）	200円											
中学生以下		無料											

改正後	改正前
<p>第6条～第8条 略</p>	<p>(1) <u>学校教育課程に基づく教育活動として中学生以下の者を引率する場 合</u>  (2) <u>社会教育関係団体が生涯学習活動として観覧する場合</u>  (3) <u>その他市長において減免の必要があると認める場合</u></p> <p>第7条～第9条 略</p>

耶馬溪風物館設置条例施行規則及び中津市障害者の利用に係る  
教育委員会が所管する公の施設の使用料等の減免に関する規則  
の一部を改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年8月19日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

# 耶馬溪風物館設置条例施行規則及び中津市障害者の利用に係る教育委員会が所管する公の施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正の概要

## 1 一部改正の理由

耶馬溪風物館設置条例の一部改正に伴う所要の改正を行うとともに、入館者の遵守事項について現状にあわせたものとするため。

## 2 一部改正の内容

(1) 耶馬溪風物館設置条例施行規則の一部改正（第1条関係）

- ・入館料を無料とする（条例第5条）ことに伴い、第2条（観覧料の減免申請）を削除する。
- ・第5条（観覧者の遵守事項）の飲食、喫煙、火気使用の禁止について、「所定の場所以外で」を「風物館の施設において」に改める。
- ・その他所要の改正を行う。

(2) 中津市障害者の利用に係る教育委員会が所管する公の施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正（第2条関係）

- ・耶馬溪風物館の入館料を無料とすることに伴い、別表の耶馬溪風物館の観覧料の全額を免除する規定が不要となるため、削る。

## 3 施行期日等

令和4年10月1日（条例改正の施行の日と同じ日）

教育委員会社会教育課  
管理文化振興係 藤原（485）

耶馬溪風物館設置条例施行規則及び中津市障害者の利用に係る教育委員会が所管する公の施設の使用料等の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

耶馬溪風物館設置条例施行規則及び中津市障害者の利用に係る教育委員会が所管する公の施設の使用料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

(耶馬溪風物館設置条例施行規則の一部改正)

第1条 耶馬溪風物館設置条例施行規則（平成17年中教規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削り、「第9条」を「第8条」に、「運営」を「管理及び運営」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第1項ただし書中「入館」を「、入館」に改め、同条第2項中「委員会」を「中津市教育委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第4条第1号中「。ただし、当日」を「(その日)に、「翌日とする。」を「翌日)」に改め、同条第2号中「翌年」を「から翌年」に改める。

第5条の見出し中「観覧者」を「入館者」に改め、同条中「観覧者」を「入館者」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「所定の場所以外で」を「風物館の施設において」に改め、同条第3号中「事項。」を「事項」に改める。

第6条第1項中「美術工芸品」を「美術工芸品等」に改める。

第11条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「観覧者」を「入館者」に、「き損」を「毀損」に改める。

第12条中「運営に」の次に「関し」を加える。

(中津市障害者の利用に係る教育委員会が所管する公の施設の使用料等の減免に関



する規則の一部改正)

第2条 中津市障害者の利用に係る教育委員会が所管する公の施設の使用料等の減免に関する規則（令和元年中教規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表耶馬溪風物館の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

新旧対照表

○耶馬溪風物館設置条例施行規則（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、耶馬溪風物館設置条例（平成16年中津市条例第92号_____）第8条の規定に基づき、耶馬溪風物館（以下「風物館」という。）の<u>管理及び運営</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、耶馬溪風物館設置条例（平成16年中津市条例第92号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、耶馬溪風物館（以下「風物館」という。）の_____運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条 削除</p>	<p>第2条 条例第6条の減免を受けようとする者は、観覧日の60日前から7日</p>
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 風物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>入館</u>は、午後4時30分までとする。</p> <p>2 <u>中津市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</p>	<p>前までの間に、耶馬溪風物館観覧料減免申請書（様式第1号）を中津市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>委員会は、前項の許可をしたときは、耶馬溪風物館観覧料減免許可書（様式第2号）を交付するものとする。</u></p>
<p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 木曜日<u>（その日_____が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日）</u></p> <p>(2) 12月29日<u>から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>(<u>入館者の遵守事項</u>)</p> <p>第5条 <u>入館者は、次_____に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>風物館の施設において</u>飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>その他職員の指示する事項_____</u></p> <p>(資料の寄贈又は寄託)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 風物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、<u>入館</u>は、午後4時30分までとする。</p> <p>2 <u>委員会_____</u>は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 木曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その<u>翌日とする。</u></p> <p>(2) 12月29日<u> 翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>(<u>観覧者の遵守事項</u>)</p> <p>第5条 <u>観覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所定の場所以外で_____</u>飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>その他職員の指示する事項_____</u></p> <p>(資料の寄贈又は寄託)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 風物館は、市内の歴史に関する資料、市民の習俗に関する資料、<u>美術工芸品等</u>（以下「資料等」という。）について収集し、保管し、又は展示する必要があると認められるものの寄贈又は寄託を受けることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（施設、資料等の<u>毀損滅失届</u>）</p> <p>第11条 <u>入館者</u>は、建物、設備、器具及び資料を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、直ちに職員にその旨を届け出て、その指示に従わなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、風物館の管理及び運営に<u>関し</u>必要な事項は、委員会が別に定める。</p>	<p>第6条 風物館は、市内の歴史に関する資料、市民の習俗に関する資料、<u>美術工芸品</u>（以下「資料等」という。）について収集し、保管し、又は展示する必要があると認められるものの寄贈又は寄託を受けることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（施設、資料等の<u>き損滅失届</u>）</p> <p>第11条 <u>観覧者</u>は、建物、設備、器具及び資料を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、直ちに職員にその旨を届け出て、その指示に従わなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、風物館の管理及び運営に____必要な事項は、委員会が別に定める。</p>

新旧対照表

○中津市障害者の利用に係る教育委員会が所管する公の施設の使用料等の減免に関する規則（第2条関係）

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
公の施設	使用料等の区分	減免する額	公の施設	使用料等の区分	減免する額
略	略	略	略	略	略
(削る。)			耶馬溪風物館	観覧料	使用料等の額の全額
略	略	略	略	略	略

教育財産の取得について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年8月19日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

## 教育財産の取得申出について

教育財産の取得について、次のとおり市長に申出をする。

### 1 取得理由

令和4年度 不滅の福澤プロジェクト事業の一環として、老朽化しひび割れた福澤記念館の駐車場の舗装を改修したところですが、駐車ラインの見直しにより、大型バスの駐車スペースが不足することとなりました。ついては、隣接する用地（新堀町通り線道路改良事業残地）を大型バス用駐車場として整備したいと考えています。

### 2 申出をする財産、取得価格

名称 福澤記念館駐車場用地

土地の所在地	地目	地積 (㎡)	取得価格 (円)
中津市字北門通 [REDACTED]	宅地	69.75	[REDACTED]
中津市字北門通 [REDACTED]	宅地	155.32	[REDACTED]
計		225.07	[REDACTED]

### 提案理由

この議案を提出したのは、教育施設の整備を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項に規定する申出をする必要による。

参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋  
(教育財産の管理等)

### 第28条

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行うものとする。

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について

上記について、令和3年度の報告書を取りまとめましたので、公表及び議会への報告の承認をいただきたく、別紙のとおり提案いたします。

令和4年8月19日提出

中津市教育委員会

教育長 栗田英代

# 中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書概要版

(令和 3 年度対象)

## I はじめに

### 1. 目的

平成 19 年 6 月に一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、中津市教育委員会では、教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らが事後にチェックし、今後の効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、この点検・評価を実施し、報告書にとりまとめました。

### 2. 点検・評価の実施方法等

#### (1) 法定事項

点検・評価の実施については、次の 4 点が法定事項になっています。

- ①毎年実施すること。
- ②教育委員会の権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。)の管理・執行状況について点検・評価を行うこと。
- ③点検・評価の実施に当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図ること。
- ④点検・評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表を行うこと。

#### (2) 実施方法

##### ①対象期間

令和 3 年度の管理・執行状況

##### ②点検・評価の項目について

中津市教育委員会では、市教育行政の長期的、総合的な指針として、「なかつ安心・元気・未来プラン 2017（第五次中津市総合計画）」（平成 29 年 3 月策定）及び「第 2 期中津市教育振興基本計画」（平成 31 年 3 月策定）に基づき各種施策を推進しており、令和 3 年度は重点的な 25 項目について点検・評価を行いました。

##### ③学識経験を有する者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する者の知見活用にあたっては、教育に関して公正な意見を述べるのが期待できる人の知見を活用しました。

##### ④報告・公表方法

点検・評価結果に関する報告書は、定例市議会（教育産業建設委員会）に提出し、その後、中津市教育委員会のホームページに公表します。



### 3. 自己評価及び総合評価の判定基準

#### (1) 自己評価について

事業主管課長が、適応性・効率性・達成度の3つの着眼点で、5段階で自己評価しました。

評価項目	着 眼 点
適応性	①市民ニーズや社会の変化に対応しているか
	②同じ目的を達成するために他に手段はないか
効率性	③内容の見直しや重点化を行っているか
	④事業の円滑な推進のための調整を行っているか
達成度	⑤当初の目標どおりに進めることができているか

#### 【ランク説明】

ランク	着 眼 点
5	達成 (80%以上)
4	着実に進捗 (相当程度達成・79~60%)
3	やや不十分 (59~40%)
2	不十分 (39~20%)
1	抜本的見直しが必要 (19~0%)

#### (2) 総合評価について

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価をしました。

ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

## II 点検・評価

### 1. 施策名と評価一覧

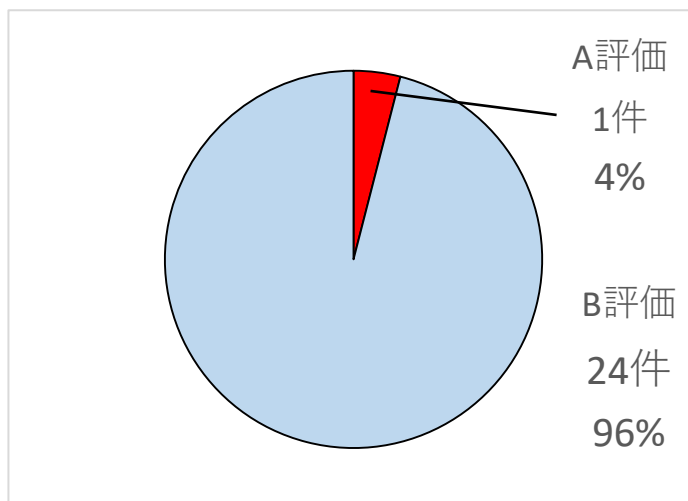
施策別 基本目標	基本姿勢	施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
学びたい教育の まちづくり (学校教育)	学校教育の充実 (義務教育の充実)	1 確かな学力の育成	4	B	学校教育課
		2 組織的ないじめ・不登校対策 の推進	3	B	学校教育課
	学校教育の充実 (小・中・高・短期 大学との連携促進)	3 新しい時代に必要な総合力の 育成	4	B	学校教育課
	学校教育の充実 (幼児教育の充実)	4 幼稚園教育内容の充実	4	B	学校教育課
	安心安全な学校施設 の計画的整備促進	5 安心安全な学校施設の計画的 整備	5	A	教育総務課
	学校給食の充実	6 地産地消の推進	3	B	体育・給食 課
学びたい教育の まちづくり (生涯学習・産 業教育の推進)	生涯学習の推進	7 生涯学習推進基盤の整備及び 公民館、コミュニティーセン ターの利用促進	3	B	社会教育課
		8 学習機会の拡充と学習効果の 活用	4	B	社会教育課
		9 新中津市学校の活用	5	B	社会教育課
	教育の協働の推進	10 協育による中津の子ども未来 創造事業の充実	3	B	社会教育課
	生涯学習センター「ま なびん館」の充実	11 生涯学習センター事業の推進	3	B	社会教育課
	産業教育の推進	12 体験学習・遠隔講座等を通じた未 来を広げるキャリア教育の推進	3	B	学校教育課
		13 多様な体験の場の活用	3	B	社会教育課
	図書館の充実	14 図書館機能の充実	4	B	小幡記念図 書館
		15 読書活動の推進	4	B	小幡記念図 書館

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名		自己 評価	総合 評価	所管課
学びたい教育の まちづくり (文化・スポーツの推進)	スポーツの振興	16	生涯スポーツの推進	3	B	体育・給食課
		17	競技力向上及びジュニアの育成	3	B	体育・給食課
		18	市民ニーズに応えるスポーツ施設の整備や多機能多目的な施設利用	4	B	体育・給食課
		19	東京 2020 オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致活動	3	B	体育・給食課
	文化・芸術活動の推進	20	文化施設の充実	4	B	社会教育課
		21	文化芸術活動の推進	4	B	社会教育課
	歴史と文化の伝承	22	文化財調査の充実と保護の促進	4	B	社会教育課
		23	文化財整備・活用の推進	4	B	社会教育課
		24	博物館を核とした中津市の魅力発信	4	B	社会教育課
	学びたい教育の まちづくり (教育委員会活動の充実)	教育委員会活動の充実	25	教育委員会の機能強化	4	B

## 2. 評価の分析

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価したところ、A評価1件、B評価24件となりました。

各課では教育の向上を図るために、毎年より高い意識を持って施策の目標設定を行っており、その達成に努めています。



ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本の見直しが必要

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響が続き、収束の見通しが立たない中、活動に対する制限を余儀なくされました。しかしながら、ウィズコロナ社会の新しい生活様式が浸透し、学校及び関係各機関、個人においてもICT環境が徐々に整い、25項目の施策は取り組みを進めることが出来ました。前年度に結果が出せなかった施策においても着実に成果が見える状況であります。

A評価の施策である「安心安全な学校施設の計画的整備」では、今後の学校施設の適切な維持管理を進めていくために令和3年3月に策定した「中津市学校施設長寿命化計画」に則り、老朽化対策及び教育環境の改善に努め、学校施設の長寿命化改修、予防改修、トイレ洋式化改修等を行ったものです。小学校3校（豊田小、小楠小、上津小）及び中学校3校（中津中、今津中、三光中）のトイレ洋式化改修を実施し洋式化率は令和3年度末で95%となり、目標値を上回りました。また、劣化の著しい、南部小学校屋内運動場防水工事、三郷小学校校舎長寿命化工事を実施しました。今後も、計画に則り施設整備を進めるとともに、状況に応じた計画の見直しを随時行っていきます。

その他の施策においては、コロナ禍における事業縮小や行動自粛などの制限がある中、ICTを活用するなどの工夫を凝らし、成果を出すことが出来ました。取り組みの改善を要するような評価はありませんでしたが、今後も引き続き高い目標の達成を目指し、施策の設定及び評価を継続して取り組んで参りたいと考えています。

### Ⅲ 学識経験を有する者の知見

大分大学教育学部 教授 伊藤安浩

総合的な所見を述べます。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、感染対策の徹底やさまざまな工夫により、計画した事業を部分的であれ確実に実施することができ、一部では各種の活動への参加者数、施設の利用者数が回復するなど、明るい兆しが少しは見えた一年であったと思われまます。

その中でも、利用者へのきめ細かなサービスを提供している図書館や、令和元年に新しく開館した中津市歴史博物館の各種の活動については、今後いっそうの発展的な取組が期待されます。すでに両館がコラボした企画展示等が実施されているようですが、報告書においても言及されているように、図書館や博物館が、美術館等の近隣の文化施設と連携した文化ゾーンの確立が望まれます。これらの文化施設等が徒歩で移動できる範囲内にあるというのは本市の強みであり、例えば目的別のまちめぐりのモデルコースを設定したりすることができれば、市民にとっても市外からの訪問者にとっても魅力的なまちづくりにつながると思われまます。

また、住民と行政が一体となって地域の歴史を大切にし、さらには、子どもたちが地域の歴史を学び、先人の業績に学ぶ機会が具体的な形をとっていることも本市の特徴と言えます。どの地域にも歴史はあり、地域の発展に尽力した先人はいるものですが、本市においては全国高等学校弁論大会や論吉かるた大会などの福澤論吉記念事業、子ども中津検定、ジュニア論吉検定等が行われており、子どもたちが楽しみながら地域の歴史を学んだり挑戦したりするさまざまな機会を提供しています。特に、中津ジュニア歴史ガイドは、子どもたちが実際にガイドを務めることによって学んだことを発揮する機会となっており、学習効果の活用という観点からも評価されるべき取組です。

その一方で、課題もあります。その一つは、中学校の部活動改革に伴う今後の子どもたちのスポーツ・文化活動の指導体制の在り方です。報告書においては、総合型地域スポーツクラブの創設、スポーツ少年団の指導者資格の取得促進等についての言及がありましたが、この課題の解決には、学校や自治体の担当部署だけではなく、スポーツクラブやスポーツ少年団はもちろん、スポーツ協会や各種の競技団体、あるいは、指導者資格を有する個人などを含む幅広い組織や団体、個人との連携が必要になってくると考えられるので、広い視野を持った計画的な取組が望まれます。

中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱の改正について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和4年8月19日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

# 中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱の

## 一部改正概要

### 1 趣旨

昨年度より、出場参加要件に新型コロナウイルス感染症における事前防疫項目（接種証明の提出等）が要件とされた。

身体的な都合等により予防接種を控えている生徒への対応、未だ感染拡大期において急遽出場辞退を余儀なくされることに伴う経費などに対して補助を行い、選手（保護者）の負担を軽減することを目的とし、改正を行いたい。

### 2 一部改正の内容

- ① 補助対象事業として、新型コロナウイルス感染症関連事業を新設する。
- ② 別表内に新型コロナウイルス感染症関連事業の対象経費を明記する。

### 3 施行期日

令和4年8月1日

教育委員会体育・給食課 (内線 472)
-------------------------

## 中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市中学校体育連盟振興費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市中学校体育連盟（以下「中体連」という。）が学校体育及びスポーツ振興事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を市が補助することにより、生徒の体位体力の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 市長は、中体連が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の対象事業は次のとおりとする。

- (1) 中津市中学校部活動推進事業
- (2) 生徒輸送事業
- (3) 九州中学校体育大会派遣事業
- (4) 全国中学校体育大会派遣事業
- (5) 新型コロナウイルス感染症関連事業

3 補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 中体連は、前条第2項第1号及び第2号の事業に係る補助金の交付の申請をする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は大会要項
- (2) 収支予算書

2 中体連は、前条第2項第3号及び第4号の事業に係る補助金の交付の申請をする場合は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。



- (1) 事業報告書又は大会要項
  - (2) 収支決算書
  - (3) 予選大会の実績を記載した書類
- (交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、第3条第2項第1号及び第2号の事業については補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、第3条第2項第3号及び第4号の事業については補助金交付（不交付）決定通知書及び補助金交付確定通知書（様式第5号）により、速やかに中体連に通知するものとする。

(状況報告)

第6条 中体連は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 中体連は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
  - (2) 大会の実績を記した書類
- (補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の報告書を受領したときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により中体連に通知するものとする。

(適用除外)

第9条 第6条から第8条までの規定は、第3条第2項第3号及び第4号に係る事業については適用しない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、交付すべき額が確定した後に支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため、事業完了前に交付することが必要であると認めるときは、補助金の全部又は一部を確定前に概算で交付することができる。

2 中体連は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(関係書類等の整備)

第11条 中体連は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象事業		対象経費	補助率
1	中津市中学校部活動 推進事業	中津市中学校体育連盟が運営する事業に必要な経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、大会参加料並びに各部登録料）	10分の10
2	生徒輸送事業	次に掲げる大会の出場に要する交通費 （1） 中津市総体予選 （2） 大分県総合体育大会 （3） 新人戦 （4） 駅伝大会	10分の10
3	九州中学校体育大会 派遣事業	大分県を代表して、九州大会に出場するときに要する交通費、宿泊費、消耗品及び参加費のうち別に定めるもの	10分の8
4	全国中学校体育大会 派遣事業	大分県を代表して、全国大会に出場するときに要する交通費、宿泊費、消耗品及び参加費のうち別に定めるもの	10分の8
5	新型コロナウイルス 感染症関連事業	大分県を代表して、九州大会・全国大会に出場するときに要する事前検査、陰性証明等の費用	10分の10
		大分県を代表して、九州大会・全国大会に出場するときの発症に伴う宿泊キャンセル料、医療機関への移送費等	10分の8

新旧対照表

○中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱

改正後			改正前				
(交付の対象及び補助率) 第3条 略 2 補助金の対象事業は、 <u>次のとおり</u> とする。 (1)～(4) 略 (5) <u>新型コロナウイルス感染症関連事業</u>			(交付の対象及び補助率) 第3条 略 2 補助金の対象事業は、 <u>次のとおり</u> とする。 (1)～(4) 略 (新設)				
別表 (第3条関係)			別表 (第3条関係)				
	対象事業	対象経費	補助率		対象事業	対象経費	補助率
	1～4	略	略		1～4	略	略
5	新型コロナウイルス感染症関連事業	大分県を代表して、九州大会又は	10分の10		(新設)		
		全国大会に出場するときに要する事前検査、陰性証明等の費用					
		大分県を代表して、九州大会又は	10分の8				
		全国大会に出場するときに要する発症に伴う宿泊キャンセル料、医療機関への移送費等の費用					

中体連全国・九州大会出場費補助金要領の改正について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和4年8月19日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

# 中体連全国・九州大会出場費補助要領の 一部改正概要

## 1 趣旨

昨年度より、出場参加要件に新型コロナウイルス感染症における事前防疫項目（接種証明の提出等）が要件とされた。

身体的な都合等により予防接種を控えている生徒への対応、未だ感染拡大期において急遽出場辞退を余儀なくされることに伴う経費などに対して補助を行い、選手（保護者）の負担を軽減することを目的とし、改正を行いたい。

## 2 一部改正の内容

補助対象事業として、新型コロナウイルス感染症関連事業を新設する。

## 3 施行期日

令和4年8月1日

教育委員会体育・給食課 (内線 472)
-------------------------

## 中体連全国・九州大会出場費補助要領

旅費、宿泊費については、大会要項を基準に、総務課人事係発行の「旅費の手引き」を適用して計算する。

(1)～(4)及び(5)②については、総経費の80%を補助金として支給する。

(5)①については、総経費の全額を補助金として支給する。

### (1) 旅費

中津駅から大会開催地の駅までの往復JR運賃

(空路を利用する場合は往復航空運賃とする。)

主要駅から会場地までのバス料金等

尚、15名以上の場合は団体割引を利用し、15名以下の場合は学割を利用すること。

(実行委員会による斡旋価格がこれを下回ればその額とする)

### (2) 宿泊費

開会式から最終試合までに要する宿泊日数とする。

(日程により、前後に宿泊を加算する場合もあり)

中津駅に21時以降の到着になる場合は、1泊分加算を認める。

1泊あたりの補助対象経費の限度額 大分県内 9,000円

大分県外 11,000円

(実行委員会による斡旋価格がこれを下回ればその額とする)

また、食事が含まれる場合は宿泊料から朝・夕食相当額を差し引く。

朝食相当額 700円

夕食相当額 1,500円

### (3) 消耗品費

熱中症対策のための栄養補助食・飲料を含む費用とする。

補食・飲料の対象品目については下記の通り定める。

- ・栄養補助食品(カロリーメイト、ウイダーインゼリーなど)
- ・塩分補給タブレット
- ・水
- ・お茶

・スポーツドリンク

1人あたりの補助対象経費の限度額 1,100円/日

(4) 参加費

九州・全国中学校体育大会派遣事業に要する参加費とする。

1人あたりの補助対象経費の限度額 九州大会 2,000円

全国大会 3,000円

(実行委員会による参加費がこれを下回ればその額とする)

(5) 新型コロナウイルス感染症関連費

①事前検査、陰性証明等の費用(大会参加上必要となる場合に限る)

②発症による宿泊キャンセル料、医療機関への移送費等

(6) その他

補助対象者は大会参加名簿に登録された選手、マネージャーとする。

引率者は補助対象外とする。

(7) 備考

九州大会、全国大会の決定及び事後報告は早めに行うこと。

(大会要項、成績結果等)

補助金申請及び請求は、実績に基づき速やかに中体連が市に行うこと。



新旧対照表

○中体連全国・九州大会出場費補助要領

改正後	改正前
<p>旅費、宿泊費については、大会要項を基準に、総務課人事係発行の「旅費の手引き」を適用して計算する。</p> <p><u>(1)～(4)及び(5)②については、総経費の80%を補助金として支給する。</u></p> <p><u>(5)①については、総経費の全額を補助金として支給する。</u></p> <p><u>(5) 新型コロナウイルス感染症関連費</u>  <u>①事前検査、陰性証明等の費用(大会参加上必要となる場合に限る)</u>  <u>②発症による宿泊キャンセル料、医療機関への移送費等</u></p> <p><u>(6) その他</u>            補助対象者は大会参加名簿に登録された選手、マネージャーとする。            引率者は補助対象外とする。</p> <p><u>(7) 備考</u>            九州大会、全国大会の決定及び事後報告は早めに行うこと。            (大会要項、成績結果等)            補助金申請及び請求は、実績に基づき速やかに中体連が市に行うこと。</p>	<p>旅費、宿泊費については、大会要項を基準に、総務課人事係発行の「旅費の手引き」を適用して計算する。</p> <p>総経費の80%を補助金として支給する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) その他            補助対象者は大会参加名簿に登録された選手、マネージャーとする。            引率者は補助対象外とする。</p> <p>(6) 備考            九州大会、全国大会の決定及び事後報告は早めに行うこと。            (大会要項、成績結果等)            補助金申請及び請求は、実績に基づき速やかに中体連が市に行うこと。</p>

## 9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(木)	19:00	第75回大分県民体育大会 中津市選手団結団式	市役所3F大会 議室	体育・給食課	
2日(金)	14:00	図書館講座「野菜づくりのコツと裏技講 座～秋冬野菜編～」	小幡記念図書館 研修室	小幡記念図書館	
		図書館講座「お金にまつわる話」受付開 始(～30日)	小幡記念図書 館	小幡記念図書館	
3日(土)	10:00	中津市中学生英語弁論大会	大会議室	学校教育課	
	10:00	O-Labo	歴史博物館	歴史博物館	
	14:00	上映会(一般) 「梅切らぬバカ」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
4日(日)					
5日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
6日(火)	13:00	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業 「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニ ティーセンター	小幡記念図書館	
7日(水)		市議会代表質問			
8日(木)		市議会一般質問(12日まで)			
9日(金)					
10日(土)		第75回大分県民体育大会 開会式及び主日程競技開始(11日まで)	日田市 他	体育・給食課	
	14:00	上映会(児童) 「トムとジェリー8」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
11日(日)					
12日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
13日(火)					
14日(水)		体育大会	中津中		
15日(木)		運動会	三郷小		
		市議会議案質疑			
16日(金)		体育大会	豊陽中、今津中		
17日(土)		体育大会	本耶馬溪中		
	14:00	上映会(一般) 「少年寅次郎スペシャル」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
18日(日)		運動会	津民小		
		学芸員実習(9/23まで)	歴史博物館	歴史博物館	
19日(月)					
20日(火)		市議会教育産業建設委員会			
21日(水)	10:30	赤ちゃんおはなし会(2部開催) ※2部:11:00～	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書 館	小幡記念図書館	
22日(木)		運動会・体育大会	山口小、東中津 中		
	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
	19:00	第75回大分県民体育大会 中津市選手団解団式	市役所3F大会 議室	体育・給食課	
23日(金)		運動会・体育大会	城井小、下郷 小、山国中		
		企画展「土豪の城」開幕(11月6日まで)	歴史博物館	歴史博物館	
	10:30	「土豪の城」ギャラリートーク(2回目14 時)	歴史博物館	歴史博物館	

## 9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
24日（土）	14：00	上映会(児童) 「おしりたんてい17」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
25日（日）		運動会	深水小		
	14：00	三津同盟シンポジウム	津和野町	歴史博物館	
26日（月）	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
27日（火）					
28日（水）		市議会閉会			
29日（木）					
30日（金）		運動会・体育大会	北部小、豊田小、 小楠小、大幡小、 如水小、今津小、 沖代小、秣小、樋 田小、上津小		
	14：00	中津市文化財保存活用地域計画協議 会	教育委員会室	歴史博物館	